

品、旅費(俘虜ノ派遣及復歸ニ要スル旅費ヲ含ム)

其ノ他ノ給與ハ派遣俘虜使用者之ヲ擔當シ概不俘

虜收容所ニ準ジタル給與ヲ爲スベシ但シ將校タル

派遣俘虜及敵國軍衛生人員ノ俸給並ニ俘虜著裝被

服使用ニ堪ヘザルニ至リタルトキ之ニ貸與スペキ

被服ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ外派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ勞務ニ要ス

ル被服ヲ整備スペシ

第十條 派遣俘虜使用者ハ俘虜給與規則第十三條ニ

定ムル金額(三十五錢以内ノ増給額ヲ含ム)ヲ基準

トスル賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付ベシ

第十五條第一項

收容所管理長官ノ許可シタル計畫ニ違反シタルト

キハ俘虜收容所管理長官ハ俘虜派遣ノ許可ヲ取消

スコトヲ得

第十六條 派遣俘虜使用者ハ本令ニ規定ナキ事項ヲ

行フコトヲ得ズ

第十七條 本令ニ依リ俘虜收容所管理長官ト派遣俘

虜使用者間ニ授受スペキ書類ハ俘虜收容所長ヲ經

由スベシ

第十八條 前諸條ノ規定ハ官廳ハ俘虜ヲ派遣スル場

合ニ之ヲ適用ス

### 俘虜勞役規則廢止ノ件

(昭和十八年五月二十日  
陸達第三十九號)

### 派遣俘虜取扱規則中改正ノ件

(昭和十八年五月二十日  
陸達第四十一號)

第一條中「俘虜勞役規則」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ行

フ  
ヲ派遣俘虜ニ適用ス

第二條 削除

第六條第四號中「ヲ經テ俘虜收容所管理長官」ヲ削リ同  
條第五號中「其ノ他ノ日用品等ヲ」ノ下ニ「派遣俘虜使  
用者ノ設置シタル酒保以外ヨリ」ヲ加フ  
第八條 俘虜收容所管理長官ハ隨時派遣俘虜ノ交替ヲ  
命ズルコトヲ得

昭和十八年度國民動員實施計畫の閣議決定

### 昭和十八年度國民動員實施計畫の閣議決定

二、労務給源の擴充並に之が適時的確なる配置を期す

る爲、書記的又は輕易なる業務等女子を以て代替す

るを適當とするものに付男子の就業を禁止又は制限

し、不急と認めるる學校殊に所謂各種學校等を整

理し、國民徵用實施の強化を圖り、國民勤勞報國隊

を整備擴充する等強力なる動員を行ふこと。

三、產業整備は國民動員上の必要を考慮し迅速且強力

に遂行すると共に休廢止企業の從事者に付ては其の

生活保障鍛成等に特別の考慮を拂ひ、其の技能及經

驗を活用し得る如く國家に於て計畫的に重點企業への轉換を圖ること。

四、農業勞務に付ては戰時食糧生產の重要性に鑑み鑑

工業勞務との調整を考慮し之が確保を圖ること。

五、事務職員及公務要員は極力之が需要を抑制し原則として減耗補充の限度に止め概ね女子を以て之に充

俘虜勞役規則ハ之ヲ廢止ス

つること。

六、女子に付ては其の特性と民族力強化の必要を勘案し強力且積極的なる動員を行ふこととし、高等女學校及之に準ずる學校卒業者に付ては卒業後一定期間勧奨に依り適當なる職場に就業せしむる如く指導すること。

ること。

七、南方地域に於ける要員は概ね指導者及特殊技能者とし其の必要なる限度に止むることとし、外地滿支に對しては其の必要なる要員の供出を圖ること。

八、勞務の充足、勤労力の高度發揮の阻害原因を除く爲勤労者用物資を確保し收容施設の整備及通勤輸送の確保を圖ること。

要するに本年度國民動員實施計畫は戰爭の現段階に處する戰力増強の國家要請に應する要員充足を主眼として設定したのであつて、政府としては義に決定せる生産増強勤勞緊急對策及本計畫設定の方針に基き益、國民各務位に行政的措置を講ずる所存であるが、國民各務位に於ても戰力増強の鍵は窮屈に於て「人」に在り國民勤勞の全能發揮に在ることの自覺に徹し、挺身奉公の決意を以て戰爭完勝に邁進せられたいのである。特に工場事業場に於ては勤労管理の刷新と勞務者の資質向上を圖り生産能率に増進に一段の創意と工夫を凝して戰時生産の飛躍的増強に努められんことを切望する次第である。

## 昭和十八年度生活必需物資動員計畫 の閣議決定

昭和十八年五月十一日の閣議は昭和十八年度の國家

資金計畫とともに、生活必需物資動員計畫を決定し、國家計畫策定の重要な一環をなす國民生活の確保に萬全の方策を樹立するに到つたが、右内容に關する企畫院總裁談を掲ぐれば左の如くである。

### 昭和十八年度生活必需物資動員計 畫について（昭和十八年五月十一日）

企畫院總裁談

昭和十八年度生活必需物資動員計畫は茲にその設定を了し本日の閣議において決定を見た。本年度計畫は大東亜戰爭完遂のため益、強靭なる國民生活の基底を確保する方針で策定したのであるが、前年度計畫の實施經過並に本年度の情勢に鑑み今次計畫において特に考慮を加へた主な點は次の通りである。

一、主要食料品、主要家庭燃料品及び織維製品はそ

の性質並に需給の趨向に鑑みそれぞれこれが需給につき力めて計畫の綜合化を圖つたこと。

二、生活必需物資の中工場製品は力めて製品の需給計畫を作成せること。

三、生活必需物資の需給の特質に鑑みこれが計畫は力めて集荷配給の統制的把本に重點を置き以て需給の的確を期せること。

四、生活必需物資の集荷及び配給の統制機構はこれ

が整正を圖りその機能の適正を期すること。

五、生活必需物資の供給を確保するため資材勞力お

よび原材料の確保を圖ると共にこれに對應しその緊要度に應じて產業の整備に努むること。

六、生活必需物資の集荷および配給と輸送計畫との關聯を周密ならしむること。

七、生活必需物資の民需配當に當つては國民生活の刷新、厚生および生産増強に資する如く措置すること。

八、國民衣生活の簡素化を圖ること。

等である。以上本年度生活必需物資動員計畫は昨年度に比し一層これが的確を期したのであるが、本計畫實施に當つて政府は綜合的な主要食糧の現行配給基準量はあくまで之を確保せんとする所存である。從つて東亞全域を通ずる本年度米事情に鑑み精麥、諸類、乾糧とし、その結果之等米以外の配給量を相當増加する」と致したのである。この事は主要食糧の自給力強

化と直接戰力の増強上必然的現象であつて、政府はこの現象に對處して事態の伸展に伴ふ各種の事情を考察し適時の適策に達算なきを期するものである。本計畫の遂行に當つては特に左の諸點に留意するものである。  
一、主要食糧については日滿支を通ずる食糧事情を注視し、相互交流の圓滑適正を圖ること。  
二、生活必需物資の生産の計畫化を強化し、品質及び規格の適正を期すると共に不要不急品の生産は之を壓縮すること。  
三、米穀その他主要食糧の供出計畫は銳意これが完遂を期すること。なほ主要食糧綜合需給計畫は輸送、資材、労力及び配給等につき、これが實施上特段の考慮を拂ひ以てその圓滑なる遂行を期すること。